

仕 様 書

堺市産業振興局産業戦略部地域産業課

1 業務名 堺市 DX 新規事業創出業務

2 履行場所 堺市内 ほか

3 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務目的

めまぐるしく変化する社会情勢において、中小企業はますますスピーディーかつ柔軟に事業を変革することが求められている。本市としては、堺産業戦略で定めるとおり付加価値の源泉となる DX への投資を後押しすることによって、企業のポテンシャルを引き出し、地域全体の生産性・付加価値額向上をめざしている。

「DX」は①アナログ情報のデータ化等を意味する「デジタイゼーション」、②個別業務のプロセスのデジタル化等を意味する「デジタルライゼーション」、③デジタル技術の活用で組織を変革し、競争優位性（付加価値の向上）を確立する「デジタルトランスフォーメーション」の 3 段階に分けて考えられる。（経済産業省「DX レポート 2」参照）

本市内の中小企業においては、①、②に分類される「デジタル化」に取り組んでいる企業が 78.6%、③に分類される「デジタルトランスフォーメーション」に取り組んでいる企業が 1.4%であり、単なる「デジタル化」と「デジタルトランスフォーメーション」には大きな差があることがわかる。（令和 6 年 6 月時点、本市調べ）

DX を成功させるための方向性としては、「既存ビジネスの効率化・省力化」ではなく、「新規デジタルビジネスの創出」や、既存ビジネスであっても「デジタル技術の導入による既存ビジネスの付加価値向上（個社の強みの明確化・再定義）」であり、費用削減ではなく収益向上を主目的とすべきである。（経済産業省「DX レポート 2.2」参照）

本業務は、人材・情報等の不足により、独力での DX 推進が難しい中小企業に対して、まず社としてのアイデンティティやビジョン、めざす姿を見直して明確化し、その理想と現状のギャップを埋めるために必要な具体的アクションとして、前述の費用削減ではなく収益向上を主目的とした「デジタルトランスフォーメーション」の計画立案・実践を支援するものである。支援を通じ、参加企業の社内人材育成や、生産性向上、競争力の強化への寄与及び明確なアイデンティティやビジョンを持ち、継続的に既存事業の強化と新規事業の創出に挑戦するいわゆる「モデル企業」の創出、当該「モデル企業」による実践事例を市内に横展開することによる DX 推進にかかる機運醸成を目的とする。

また、本市では地域ぐるみで市内企業の DX を推進することを目的とする「堺 DX 推進ラボ」（以下「当ラボ」という。）（※）という連携体制を構築しており、当ラボには金融機関等の支援機関が参画している。本業務に当ラボ参画機関が参加することで、当ラボ参画機関自身の支援能力の向上と、より一層の地域経済の活性化などの波及効果を得る。

(※) 堺 DX 推進ラボについては以下 URL を参照

https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/dx_shien/sakaidxsuishinlabo.htm

!

5 業務内容

業務責任者を選任し、発注者へ報告の上、下記（１）～（３）の業務を実施する。業務の実施にあたっては、本市と協議の上で契約締結後 1 か月以内に業務実施計画書を提出すること。なお、業務目的に照らし合わせて必要な取組については着実に実施すること。

（１）DX 推進における新規事業創出・ビジネス変革の事例創出

単なる業務効率化ではなく、全社的な収益向上を達成することを目的とする新規事業の創出やビジネス変革の取組の事例を創出する。なお、参加企業の進度に応じて、本業務実施期間中に達成するゴールを設定するものとするが、最終的に 3 年程度での事業化をめざすことを前提とする。

① 新規事業創出やビジネス変革に取り組みたい企業候補の選定

選定に先立ち、広く市内企業や当ラボ参画機関に対し、DX 推進における新規事業創出・ビジネス変革の必要性などの啓発や、本業務の説明会を兼ねたキックオフイベントを実施（会場選定、キックオフイベントへの参加者募集、企画・運営等）すること。

キックオフイベントや受注者の持つネットワーク等を活用しながら、広報・募集活動等で支援を希望する企業を募った後、強みや経営資源、実践力等を考慮し発注者と協議の上、支援対象事業者の候補を 5 社程度選定すること。なお、選定に際しては以下(i)～(iii)の事項に留意すること。

(i)堺市内に主な事業所を有すること

(ii)経営者または経営層をはじめ社全体として新規事業創出やビジネス変革に主体的に取り組む意欲や社内基盤を持つこと

(iii)本業務を通じて実施する取組の進捗や成果の報告等で本市及び受注者に対し協力可能であること（支援対象事業者を選定後、本市と当該企業間で取組内容の聴取等への協力に関する同意書を作成することとする）

② 企業支援の実施

支援対象事業者に合わせて手法による企業支援や、適切な外部資源とのコーディネートなどを実施することで新規事業創出・ビジネス変革の実践をめざす。

ただし、最初から個別の事業構想や戦略を練るのではなく、まずは自社のアイデンティティやビジョン、めざす姿を見直して明確化し、その理想と現状のギャップを埋めるために必要な具体的アクションとして、新規事業創出・ビジネス変革の計画立案を支援すること。

なお、実践にあたっては 3 年（令和 9 年度末まで）程度での事業化をめざすことを前提とし、最終的なゴール（事業化）とあわせて本業務期間中（令和 7 年度末まで）に達成するゴール

（計画立案）を設定すること。また、本業務履行期間終了後も支援対象事業者が引き続き事業化まで取り組めるよう、支援対象事業者の実践計画及び支援機関の支援計画を策定すること。

本業務において企業支援を実施するにあたっては、1 社あたり 8 回以上の面談を行うこと。

創出事例としては経済産業省が実施する DX セレクションや DX 認定の事例を参考とすること。

【参考】

・DX セレクション

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-selection/dx-selection.html

・DX 認定

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-nintei/dx-nintei.html

③ 既存事業との連携

当ラボの参画機関が本業務にオブザーバーとして参加し、自身の支援能力を向上できるよう促すこと。

また、経済産業省の DX 推進施策であるデジタルガバナンス・コードや DX 認定制度の活用、DX レポートの参照、本市の既存事業との連携により本業務の効果を高めること。

(※) 経済産業省の DX 推進施策やレポートについては以下 URL を参照

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/dx/dx.html

(2) 成果報告会の実施

(1) にて創出された事例を広く外部に発信するため、成果報告会を実施すること。

事例企業の創出した事業 PR に加え、新規事業創出・ビジネス改革のノウハウの市内中小企業への横展開、DX 推進にかかる地域の活性化を図ること。

- ① 成果報告会の会場選定
- ② 成果報告会参加者の募集
- ③ 成果報告会の企画・運営
- ④ 成果報告会に関するアンケートの実施

(3) 広報・募集活動

(1) (2) の実施に際し、取組内容を市内企業等にわかりやすく伝え、参加や注目を促すため、契約締結後 1 か月以内に本業務のタイトル（通称）及びロゴマークを発注者と協議の上で作成し、それらを用いて本事業を周知する。

6 履行結果の報告

業務完了後、業務実施報告書を提出すること。なお、報告書の記載事項は発注者と協議の上決定することとし、提出期限は発注者の指示に従うこと。

7 納入・成果品

(1) 納入・成果品、提出時期、提出形式

① 下表の通り、納入・提出を行うこと。

納入・成果品	提出時期	提出形式
(a)キックオフイベント参加者対象アンケート	イベント開催後 2 週間以内	PDF 及び Excel
(b)支援対象事業者選定記録	事業者決定後 1 週間以内	PDF

(c)企業支援にかかる面談記録	面談実施後 1 週間以内	PDF 及び編集可能な形式
(d)成果報告会参加者対象アンケート	イベント開催後 2 週間以内	PDF 及び Excel
(e)新規事業創出・ビジネス変革の実践計画及び支援計画	令和 8 年 3 月 31 日 15 時まで	PDF 及び編集可能な形式 (PowerPoint)
(f)新規事業・ビジネス変革事例報告書	令和 8 年 3 月 31 日 15 時まで	PDF 及び編集可能な形式 (PowerPoint)
(g)企業支援スキームを整理した資料	令和 8 年 3 月 31 日 15 時まで	PDF 及び編集可能な形式 (PowerPoint)
(h)本業務全体の業務実施報告書	令和 8 年 3 月 31 日 15 時まで	PDF
(i)本業務で作成した業務タイトルやロゴのデータ	契約締結後 1 か月以内	PDF 及び編集可能な形式 (PowerPoint)

②発注者への納入・提出方法は、特段の指定がない限り、電子メールの他、受注者が持つ共有システムを活用することも可能とする。契約締結後、両者の社内システム上の制限や提出物の量などを考慮し、提出方法を決定する。

(2) 納入先

堺市役所 産業振興局産業戦略部 地域産業課（堺市堺区南瓦町 3 番 1 号）

8 秘密保持

本業務において知り得た事業者の経営課題等を含む機密情報及び個人のメールアドレス等の個人情報について、紙媒体の場合は鍵がかかるロッカー等で管理し、電磁的記録の場合はパスワードを付すなどの管理を徹底すること。また、保有した機密情報及び個人情報、保有する必要がなくなった場合や契約が終了した場合、契約が解除された場合は、判読不可能となる方法で、確実に消去又は廃棄し、その旨を発注者に報告すること。

9 その他

- (1) 本業務履行に際し、疑義がある場合は、あらかじめ発注者の指示を受けること。
- (2) 本仕様書に明示されていない事項は、発注者と受注者との協議して定めること。
- (3) 受注者は発注者と連絡を密にし、作業上必要な資料及び発注者の指示する書類は遅滞なく作成し、報告、提案及び協議を行い、発注者の承認を得て業務を遂行すること。
- (4) 本業務に関する事業者等からの問合せに対して、電話・メール等に対応するために必要な体制を確保すること。
- (5) 本業務の実施に必要な費用は受注者が負担すること。
- (6) 本業務の実施にあたり受注者が制作した成果品について生ずる一切の著作権は、市に無償で譲渡する。第三者の著作物を使用する場合は、原則として「市または市の外郭団体などが発行する刊行物などに当該著作物を二次利用する場合は、あらかじめ無料で当該著作物使用の許

可を得たものと見なす」旨、受注者の負担で著作権処理を行うこと。前項における著作権処理の際、著作権者の意向で、市または市の外郭団体の使用に対し何らかの制限を設けなければ使用許諾が得られない場合は、当該著作物を使用するかどうかについてあらかじめ発注者の意向を聴き、その承諾を得たうえで、著作権処理を行うものとする。この場合、市または市の外郭団体の使用に対し設けられた制限の内容について、受注者は文書で発注者に報告すること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。